

二月九日（月曜日）

出席議員

一	のぐち	けんたろう	十八番	たかはま	なおき
二	吉村	美紀	十九番	金子	てるよし
三	松平	雄一郎	二十番	市村	やすとし
四	宮野	ゆみこ	二十一番	田中	としかね
五	ほかり	吉紀	二十二番	名取	顕一
六	依田	かずひろ	二十三番	白石	英行
七	高山	のりゆき	二十四番	松丸	昌史
八	石沢	恵美子	二十五番	岡崎	義顕
九	千田	のぼる	二十六番	上田	ゆきこ
十	浅川	ひろこ	二十七番	品田	ひでこ
十一	豪一	伸一	二十八番	浅田	保雄
十二	山本	香澄	二十九番	海津	敦子
十三	宮中	けいじ	三十番	高山	泰三
十四	田中	れい子	三十一番	山本	一仁
十五	沢田	こうき	三十二番	板倉	美千代
十六	小林		三十三番	関川	けさ子
十七	宮崎				

欠席議員  
なし  
三十四番

出席説明員

区長	成澤廣修	子ども家庭部長	多田栄一郎
副区長	佐藤正子	保健衛生部長	矢内真理子
副区長	加藤裕一	兼文京保健所長	内真子
教育長	丹羽恵玲奈	都市計画部長	鵜沼秀之
企画政策部長	新名幸男	土木部長	小野光幸
防災危機管理室長	榎戸研	資源環境部長	木幡光伸
区民部長	高橋征博	施設管理部長	松永直樹
アカデミー推進部長	長塚隆史	会計管理部長	宇民清
福祉部長	鈴木塚隆	教育推進部長	吉田雄大
兼福祉事務所長	矢島孝幸	監査事務局長	渡邊了
地域包括ケア推進担当部長	幸佳史	総務課長	畑中貴史

事務局職員

事務局局長	佐久間康一	議事調査主査	糸日谷友
議事調査主査	杉山大樹	議事調査主査	菅波節子
議事調査主査	小松崎哲生	議事調査担当	眞鍋由起子

議事日程

日程第一	議案第七十一号	文京区役所組織条例の一部を改正する条例
日程第二	議案第七十二号	文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第三	議案第七十三号	文京区公告式条例等の一部を改正する条例
日程第四	議案第七十四号	文京区行政手続条例の一部を改正する条例
日程第五	議案第七十五号	文京区男女平等センター条例の一部を改正する条例
日程第六	議案第七十六号	文京区職員定数条例の一部を改正する条例

- 日程第七 議案第七十七号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第八 議案第七十八号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第九 議案第七十九号 文京区特別区税条例及び文京区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第十 議案第八十号 文京区議会議員及び文京区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第十一 議案第九十二号 本駒込地域センター外壁及び屋上防水改修その他工事請負契約
- 日程第十二 議案第九十三号 本駒込地域センター外壁及び屋上防水改修その他電気設備工事請負契約
- 日程第十三 議案第九十四号 本駒込地域センター外壁及び屋上防水改修その他機械設備工事請負契約
- 日程第十四 議案第六十三号 令和七年度文京区一般会計補正予算
- 日程第十五 議案第六十四号 令和七年度文京区国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第十六 議案第六十五号 令和七年度文京区介護保険特別会計補正予算
- 日程第十七 議案第六十六号 令和七年度文京区後期高齢者医療特別会計補正予算
- 日程第十八 議案第九十号 建物の取得について
- 日程第十九 議案第九十六号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 日程第二十 議案第八十一号 文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第二十一 議案第九十一号 軽量ラック外百十点の買入れについて
- 日程第二十二 議案第八十二号 文京区こどもの権利に関する条例
- 日程第二十三 議案第八十三号 文京区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第二十四 議案第八十四号 文京区子ども・子育て会議条例及び文京区立認定こども園条例の一部を改正する条例
- 日程第二十五 議案第八十五号 文京区特定乳児等通園支援事業の運営に関する条例
- 日程第二十六 議案第八十六号 文京区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第二十七 議案第八十七号 文京区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例
- 日程第二十八 議案第八十八号 文京区立学校設置条例の一部を改正する条例
- 日程第二十九 議案第八十九号 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第三十 議案第九十五号 文京区立小日向台町小学校等改築に伴う仮園舎等整備工事請負契約
- 日程第三十一 議案第六十七号 令和八年度文京区一般会計予算
- 日程第三十二 議案第六十八号 令和八年度文京区国民健康保険特別会計予算

日程第三十三 議案第六十九号 令和八年度文京区介護保険特別会計予算  
日程第三十四 議案第七十号 令和八年度文京区後期高齢者医療特別会計予算  
日程第三十五 議席の変更について

追加日程第三十六 議員提出議案第三号 文京区国民健康保険料の子どもの均等割額の助成に関する条例  
追加日程第三十七 議員提出議案第四号 文京区後期高齢者の医療費の助成に関する条例  
追加日程第三十八 議員提出議案第五号 文京区立学校等学用品費無償化条例

午後二時開議

○議長（市村やすとし） ただいまから、令和八年二月文京区議会定例議会を開きます。

文京区議会議長 市村やすとし 様  
文京区長 成澤廣修

○議長（市村やすとし） まず、本日の会議録署名人の指名を行います。

このことについて、地方自治法第八十条第二項の規定により、下記のとおり報告します。

本件は、会議規則に基づき、議長において、

十七番 宮崎 こうき 議員

二十六番 上田 ゆきこ 議員

記

一件 名 公園再整備工事（文京区立切通公園）

二 決定年月日 令和八年一月六日

三 変更事項 契約金額

変更後 金二億七千五百七十七万八千二百円

変更前 金二億六千二百五十七万四千四百円

○議長（市村やすとし） 次に、本定例議会の議会期間は、本日から三月十七日までの三十七日間といたします。

○議長（市村やすとし） この際、書記より、諸般の報告をいたします。

〔議事調査主査朗読〕

二〇二五文総第一八一五号

令和八年二月九日

〔議事調査主査朗読〕

二〇二五文総第一七七四号

令和八年二月九日

文京区長 成澤廣修

文京区議会議長 市村やすとし 様

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定による議会の指定議決に基づき専決処分した契約変更の報告について

このことについて、地方自治法第百八十条第二項の規定により、下記のとおり報告します。

記

一件 名 文京区立関口三丁目公園再整備工事

二 決定年月日 令和八年一月十五日

三 変更事項 契約金額

変更後 金一億九千八百六十三万三百円

変更前 金一億八千六百六十七万七千円

二〇二五文監第一七〇号

令和八年二月三日

文京区監査委員 渡部 敏 明

同 松 本 理 恵 子

同 岡 崎 義 顯

文京区議会議長 市 村 やすとし 様

令和七年度十二月分例月出納検査結果の報告について（提出）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十五条の二第一項の規定による例月出納検査結果の報告を、同条第三項の規定により、下記のとおり提出します。

記

一 検査の対象 会計管理者所管の一般会計及び特別会計に属する令和七年度十二月分の現金の出納及び保管状況

二 検査年月日 令和八年一月二十八日、二十九日

三 検査の結果 (1) 現金出納状況及び現金保管状況については、別紙「現金出納保管表」のとおり相違ありません。

(2) 収支の計数については、別紙「歳入計算表」及び「歳出計算表」のとおり相違ありません。

〔別紙省略〕

○議長（市村やすとし） 次に、区長から、令和八年の施政方針を述べたい旨の申出がありますので、これを許します。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修） 令和八年二月文京区議会定例議会において、八

年度の予算案を始め、関係諸議案の御審議をお願いするに当たり、私の所信の一端と新年度の主な施策の概要を申し上げ、区議会並びに区民の皆様の御理解と御協力を賜りたく存じます。

昨年は例年より早い梅雨明けと記録的な猛暑が続きましたが、九州地方で八月に発生した大雨災害では、相互協力協定を締結する熊本市、玉名市、上天草市において甚大な被害が発生し、区では、被災地の復旧・復興に向けて、職員派遣や義援金活動を行いました。今後も被災地からの要請等に基づき、必要な支援を継続してまいります。

また、十二月には青森県東方沖を震源とする最大震度六強の地震が発生し、さらに一月には島根県東部を震源とする最大震度五強の地震が発生するなど、各地で大きな地震が起こっています。区としても、首都直下地震等の大規模災害に備え、在宅避難の推進や中高層建築物の防災対策等、地域防災計画に基づく対策を着実に進め、自助・共助・公助が一体となった災害に強いまちづくりを進めてまいります。

スポーツに目を向けますと、十一月に開催された夏季デフリンピック東京大会は、聞こえない・聞こえにくいアスリートが競う国際大会であり、百周年、日本初開催という記念すべき大会でした。日本人選手は全二十一競技に参加し、文京区出身の山田真樹選手を始め、史上最多となる五十一個のメダルを獲得しました。手話・聴覚障害への理解促進やバリアフリー環境整備、心のバリアフリー啓発など、デフリンピックのレガシーを区政に生かし、多様性が尊重され、障害の有無にかかわらず誰もが活躍できるインクルーシブな地域社会の構築を目指してまいります。

また、本年はミラノ・コルティナ二〇二六冬季オリンピックやワールド・ベースボール・クラシック、FIFAワールドカップアメリカ・カナダ・メキシコ大会など国際的なスポーツ大会も多数開催されることから、区でもイベント等を通じてスポーツ振興と地域の一体感を高めてまいります。

さらに、本区は来年三月に区制八十周年という大きな節目を迎えます。これを記念した様々な事業を通じて、区民の一体感を醸成し、区の更なる発展の契機としてまいります。

経済面では、区民生活に大きな影響を与えている物価の高騰に迅速に対応するため、国の重点支援地方交付金も活用しながら、全区民を対象とする食料品等物価高騰対応給付金と、ゼロ歳から十八歳までの子どものいる世帯を対象とする物価高対応子育て応援手当を速やかに支給してまいります。また、令和九年四月以降小・中学校に入学する児童・生徒の保護者を対象に準備金を支給し、入学に掛かる費用の負担を軽減するなど、実効性のある対策を講じてまいります。

そして、「文の京」総合戦略における主要課題の解決へ向けた取組を一層充実するため、引き続き職員一人一人の能力向上と組織力の強

化に取り組むとともに、これまで以上に行政のデジタル化や業務改革を推進し、質の高い区民サービスの提供に努めてまいります。これからも全ての区民の皆様に「住んでいてよかった」と心から実感していただけるよう、各施策に全力で取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

初めに、令和八年度予算について申し上げます。

我が国の経済状況は、雇用・所得環境が改善する下で、緩やかな景気回復が続くことが期待される一方、今後の物価動向やアメリカ合衆国の通商政策をめぐる動向等に十分注意する必要があります。

区財政においては、ふるさと納税を始めとする不合理な税制改正による財源流出の影響を受ける一方で、引き続き、多くの区民施設や学校施設の整備等を計画的に行う必要があることなどを踏まえると、今後も予算を許さない状況であると言えます。

このような中、八年度の予算編成に当たっては、「文の京」総合戦略に掲げる主要課題の着実な解決に向け、バックキャストイングによる戦略的な事業展開を図りながら、各施策を着実に推進していく予算を各部の主体的・自律的な取組により編成するとともに、喫緊の課題に対応するため、区として重点的に推進する必要がある事業を重点施策として選定しております。

次に、予算の具体的な内容について申し上げます。

初めに、子どもたちに輝く未来をつなぐための施策についてであります。

本年四月に、文京区こどもの権利に関する条例の施行を予定しており、子どもの健やかな成長を支えていくため、子どもの権利について子どもも大人も正しく知り、区全体で子どもの権利を大切に守っていくまちの実現を目指して、様々な取組を進めてまいります。

まず、子どもの権利擁護を一層推進するため、こどもの権利推進リーダーの取組を継続し、子どもの意見を取り入れながら条例の周知啓発を行い、子どもを含む全ての区民が子どもの権利を知り、理解を深める機会を確保してまいります。

また、社会的養護が必要な子どもの意見表明の支援や代弁を行う子どもの意見表明等支援事業を引き続き実施するほか、子どもの権利侵害に関する相談・支援体制を強化するため、文京区こどもの権利擁護委員を設置するとともに、子どもの権利に関する相談窓口を開設し、子どもの最善の利益を守る取組を一層推進してまいります。

さらに、学校や家庭環境に課題を抱える子どもにとって安心して過ごすことができる場を確保するため、学習支援や生活支援、食事の提供などを行うこどもみらいサポート拠点を整備いたします。

加えて、老朽化した区立保育園の建て替えを進めるため、根津二丁目の民有地を取得し、仮園舎の建設と藍染保育園の建て替えに向けた設計を進めてまいります。

このほかにも、子どもの特性に早期に気づき就学前の適切な支援につなげるため、五歳児健診を実施いたします。

また、若者を取り巻く社会環境は急速に変化していることから、全ての若者が充実した生活を送ることができるよう、本年三月に策定を予定している若者計画を着実に推進してまいります。今後は、ニーズ調査等の結果を踏まえ、若者が自由に過ごすことができる居場所事業を実施するなど、若者施策の更なる充実に取り組んでまいります。

次に、教育施策については、取得した東邦音楽大学文京キャンパス敷地に建設する（仮称）大塚四丁目仮校舎の設計に着手し、竣工後は、老朽化に伴う複数の区立小・中学校の改築等に活用してまいります。

また、明化小学校、柳町小学校等の改築を進めるとともに、小日向台

町小学校、千駄木小学校等について、改築に向けた準備を進めてまいります。さらに、学校施設の快適性を向上させるため、小・中学校の特別教室の改修のほか、屋上の防水及び外壁・サッシ等を対象とした改修についても迅速かつ適切に取り組んでまいります。

あわせて、区立小・中学校に在籍する日本語の理解が不十分な児童・生徒を対象とする、日本語の習得や学校及び日常生活における生活等への適応を支援するサポート教室を実施してまいります。また、不登校の児童・生徒や学級になじめないと感じている児童・生徒を支援するため、引き続き、校内居場所の指導員やスクールソーシャルワーカーを配置してまいります。

育成室の待機児童対策については、育成室待機児童解消加速化プランの下、民間賃貸物件を活用した育成室の整備や認証学童クラブの誘致促進により、早期の待機児童解消を目指すとともに、引き続き、児童館でのランドセル来館事業や放課後全児童向け事業を実施してまいります。

旧大塚地域活動センター跡地に建設する（仮称）第二青少年プラザについては、埋蔵文化財調査を進めるとともに、中高生等から聴取した意見を基に運営方法を検討してまいります。また、令和十年度の開設に向け、建設工事に着手いたします。

二点目は、健康で安心な生活基盤の整備についてであります。

本年度から本格実施となった、重層的支援体制整備事業、ぶんきょうチームでまるごと支援では、BUNKYOつながる相談窓口を設置して、関係機関とのより一層の連携強化に努め、地域住民や地域の多様な主体がつながること、住民一人一人が生きがいを持って暮らしていくことのできる地域共生社会の実現を目指しております。引き続き、高齢や障害などにより支援を必要とする方が、安心して地域で暮

らし続けられるよう福祉施策を充実するとともに、区民の主体的な健康づくりに取り組んでまいります。

まず、認知症施策として、国の認知症施策推進基本計画で掲げる新しい認知症観の周知啓発と理解促進を図ってまいります。認知症になっても地域でより良く暮らすための様々な機器の展示や、認知症当事者によるメッセージや写真の紹介のほか、認知症を理解するための講演会や映画の上映等を行う、ぶんきよう認知症ひろがるみらい展を開催いたします。

また、障害者・児が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、旧アカデミー向丘跡地を活用した障害者施設の整備費用を引き続き補助するとともに、新規施設の整備費及び開所費用の補助を拡充してまいります。加えて、これまで課題となっていた障害者・児の夕方の居場所を確保するため、日中一時支援事業を運営する事業者へ運営費等を補助し、一時的に見守り等が必要な障害者・児及びその家族を支援してまいります。

さらに、介護人材の更なる確保・定着を図るため、介護サービス事業者の事務負担軽減につながるケアプランデータ連携システムの導入を支援いたします。事業者向け説明会を実施するとともに、サポートデスク設置や事業者への伴走支援を行うことにより、同システムの普及を促進し、生産性向上につながるよう支援してまいります。

次に、介護保険施設等については、小日向二丁目国有地において特別養護老人ホーム等を整備・運営する民間事業者に対し、施設整備費補助金を交付し、引き続き施設の開設を推進するとともに、白山四丁目国有地においては、地域密着型の介護サービス事業所の整備に向けて、必要な手続を進めてまいります。老朽化対策としては、大塚四丁目民有地を取得して改築等に活用するとともに、旧区立特別養護老

人ホームの大規模改修を順次進めてまいります。

また、区民の主体的な健康づくりに向け、自覚症状がなく進行する眼科疾病を早期に発見し治療に結び付けるため、四十歳以上の節目年齢の区民を対象に眼科検診を実施してまいります。

三点目は、活力と魅力あふれるまちの創造についての施策であります。

エネルギー価格や原材料費の高騰は中小企業の大きな負担となっております。引き続き時流を捉えた支援を展開していくことが重要であると考えております。また、文化・観光施策を通じて、本区の魅力を国内外へ発信するとともに、区民の本区への愛着が一層育まれるよう、様々な施策を推進してまいります。

まず、中小企業の企業力向上については、区内中小企業の経営基盤の強化を図るため、持続可能性向上支援補助金、知的財産権取得費補助金及び中小企業人材強化支援事業補助金をそれぞれ拡充いたします。これにより、生産性向上のための設備投資やリスクリングによる人材強化等を更に支援し、厳しい経営環境においても、価格転嫁や賃上げに不可欠となる経営基盤の強化を図り、企業の持続的な成長へとつなげてまいります。

また、商店街の活性化については、引き続き文京区共通デジタル商品券発行事業を通じて、区内商店の販売促進の支援と地域経済の活性化を図ってまいります。さらに、文京ソコヂカラがんばるお店応援キャンペーンも引き続き実施し、店舗の創意工夫を生かした消費者還元サービス等への取組を支援することにより、区内店舗の魅力を引き出すとともに、区内店舗の利用促進と経済活動の活性化等に取り組んでまいります。

次に、都市交流の促進に向け、区制八十周年記念 文京区都市交流

フェスタ二〇二七（文京区×交流自治体連携プロジェクト）を実施いたします。区制八十周年を機に、交流自治体との関係をより強固にするとともに、区民の認知度向上を図り、住民間の相互交流に発展できるように、都市交流フェスタと連動した区民参加型のSNSキャンペーンや、交流自治体との協働による様々な事業を企画してまいります。

このほか、現在文京シビックセンター改修工事のため閉鎖している二十五階の展望ラウンジについては、本年十二月に再開を予定しております。国内外から観光客が訪れる観光情報発信の拠点として有効活用できるよう整備等を進め、区内周遊の促進につなげてまいります。

さらに、文京花の五大まつり等の実行委員会に対し、区制八十周年を記念する取組に補助金を交付することで、まつりの活性化を支援してまいります。

四点目は、文化的で豊かな共生社会の実現についてであります。

多様性に富んだ共生社会において、誰もが個性や能力を十分に発揮でき、暮らしの中に安心と豊かさを感じることができるよう、様々な施策を通じて、主体的な地域活動や文化的な学びの場、スポーツを楽しむ機会を確保してまいります。

まず、地域コミュニティの活性化については、区制八十周年記念町会・自治会物品整備支援事業を実施いたします。今後のイベント等の活動に資する物品の購入や整備に係る経費を補助することで、町会・自治会ごとの地域特性や課題に即した支援に取り組んでまいります。

また、文京区町会連合会に対し、町会・自治会加入促進パンフレット等刷新支援事業として、パンフレット等の作成に係る費用を補助すること、町会・自治会への加入促進を支援してまいります。

加えて、区民がスポーツに親しむことができる機会とするため、区内団体と連携して区制八十周年記念スポーツによる自治体交流を実施

いたします。盛岡市・うるま市との東京ドーム少年軟式野球交流会や協定締結三十周年を迎える石岡市とのスポーツ交流会を通じて、住民同士での交流を機に、更なるスポーツ振興及び都市交流の促進に取り組んでまいります。

次に、人権と多様性を尊重する社会の実現に向けて、日本語でのコミュニケーションが困難な海外からの転入生の保護者等を対象に、学校や地域生活の中で生じやすいトラブルや留意点、日本の生活習慣や地域のルール等について、外国人講師から母国語で伝える学校・地域生活オリエンテーションを開催いたします。

図書館においては、ICTを推進し、いつでもどこでも図書館を利用できる環境の整備に取り組んでまいります。まず、区立図書館が所蔵する図書の背表紙を撮影してWEB上に仮想の3D書架を構築し、図書との出会いの機会を創出するとともに、時間や場所に縛られない新たな図書館サービスを提供いたします。

また、通勤・通学者等の利便性の向上のため、シビックセンター内に図書の受取ボックスを設置いたします。加えて、小学生及び中学生世代が図書館の電子書籍サービスを利用できるよう、区立小・中学校の全児童・生徒並びに希望する区内在住の小学生及び中高生世代を対象に、十八歳まで利用可能な電子書籍のID・パスワードを交付するとともに、電子書籍のコンテンツを充実し、子どもたちの読書環境を整えてまいります。

五点目は、環境の保全と快適で安全なまちづくりについてであります。

過去の大規模災害の教訓等を踏まえ、引き続き、防災対策の充実・強化を図ってまいります。また、昨年三月には文京区地球温暖化対策地域推進計画を改定したところであり、今後も、自然災害や酷暑に対

処し、区民の生命・財産を将来にわたって守り、社会経済活動の持続可能な発展に努めてまいります。

まず、防災対策については、避難所運営に関する国や都の指針等を踏まえ、避難所運営ガイドラインの改訂に向けて検討を進めてまいります。また、都の東京トイレ防災マスタープランに基づき、災害用トイレの備蓄・整備を一層推進するため、災害時トイレ確保・管理計画を策定するとともに、避難所外避難者に対する携帯トイレの備蓄を進めてまいります。さらに、災害対策本部の初動対応の迅速化を図るため、画像データから駅前滞留者等の人数解析を行うAIシステムの導入や、地域活動センターへの衛星通信機器の配備など、防災DXを推進し、災害対応業務の最適化に努めてまいります。

次に、脱炭素の取組については、宅配便の再配達による二酸化炭素排出量の削減とドライバーの負担を軽減するため、住宅用宅配ボックスの設置費助成を行ってまいります。

また、地球温暖化対策の取組として、目白台運動公園管理棟の屋根に太陽光パネルを設置するための準備工事を進めるとともに、施設内で使用する電気を二酸化炭素排出量実質ゼロの電気に切り替えてまいります。

さらに、区民や区内事業所の脱炭素に向けた行動変容や取組を推進するため、環境啓発イベントの拡充を図ってまいります。

次に、良好な住環境の整備に向けては、区民に景観への関心を高めってもらうため、景観をテーマにした謎解きを行いながらまちを歩き、景観について理解を深める区制八十周年記念景観まち歩き普及啓発イベントを実施してまいります。

快適で安全なまちづくりに向けては、後楽二丁目南地区において、市街地再開発事業の都市計画決定を予定しております。今後、本事業

の中で、駅とまちを安全かつ円滑につなぐ歩行者ネットワークの整備やにぎわいの創出等を進めてまいります。

加えて、管理不全建築物等については、職員による現地調査を行い、その内容を所有者等に通知し、助言・指導を行うとともに、区の木造住宅除却助成に必要な耐震診断を実施してまいります。

また、災害に強いまちづくりの実現に向け、防災機能の強化が求められる災害拠点施設周辺の区道に加え、坂道・史跡などの文化的資産や神田川などの景観の保全が必要な地域において、区道の無電柱化に取り組んでまいります。

さらに、公園再整備基本計画に基づき、清和公園等の設計や関口三丁目公園等の再整備工事を行うなど、区民参画による、計画的な再整備を推進してまいります。

また、公園の暑さ対策として、樹木の状況に応じた適切な剪定頻度により、木陰のある空間づくりを推進いたします。加えて、公園施設に簡易ミストを設置することで、公園利用者の安全性及び快適性の向上に努めてまいります。

このほか交通安全対策の推進については、自転車の安全な利用を促進するショート動画を作成しYouTubeなどで公開することにより、交通ルールやマナーの周知・啓発を強化してまいります。

最後に、持続可能な行財政運営について申し上げます。

まず、令和七年六月にデジタル庁のデジタル社会の実現に向けた重点計画が閣議決定されるなど、国においてデジタル社会の実現に向けた様々な取組が進められる中、本区においても文京区DX推進プロジェクトとして、フロントヤード改革、業務改革（BPR）の取組、DX推進に必要な環境・仕組みづくり、DX人材の育成・活用を掲げ、行政手続等のデジタル化を一層推進してまいります。また、転入世帯

へ文の京 ぐらしのミニガイドを配付し区民に最新の情報を伝えることで、区民サービスの向上を図ってまいります。

次に、公有地の活用については、湯島総合センターの建て替えに向け、現行の機能に加えて、地域における防災性・公共性に配慮したスペースや、地域のにぎわいを創出するスペースの確保、世代間交流・コミュニティ形成を促進するような機能向上を図るべく、事業者公募に向けて手続を進めてまいります。

また、清掃事務所と後楽幼稚園の入居を予定している、後楽一丁目の小石川地方合同庁舎については、今月末に庁舎部分の完成を迎える予定であり、引き続き、国と連携しながら後楽幼稚園の認定こども園化に向けた園庭整備工事を進めてまいります。

さらに、文京槐の会が運営する大塚四丁目障害者施設移転後の跡地については、障害者のグループホームや短期入所施設等の設置に向けた検討を進めてまいります。

加えて、本駒込二丁目国有地についても、本年度実施した意見交流会や戸別訪問等の意見も踏まえ、国に対し取得に向けた手続を進めてまいります。

また、シビックセンターについては、改修経費の平準化を図りながら、改修基本計画に基づく工事を着実に進めてまいります。

なお、ふるさと納税制度によって、本区では、令和八年度は四十億円を超える特別区民税の減収を見込んでおります。

制度廃止を含めた抜本的な見直しを行うよう、継続的に国へ要望しているところですが、依然として財源流出の拡大傾向に歯止めが掛からず、看過できない状況にあることから、本区へのふるさと納税を促すために、ふるさと納税を活用した事業や返礼品の拡充を図っているところとあります。区内協定大学への寄附の拡充や新たに遺贈寄附文化醸成

事業への寄附の開始に加えて、魅力ある地域資源の活用や区内事業者等の協力を得ながら、更に返礼品の拡充を進め、引き続き地域や区内産業の魅力を発信してまいります。

今後とも、多様な行政需要を的確に捉え、様々な手法を活用して、持続可能な都市を形成するための取組を推進してまいります。

これまで、「文の京」総合戦略の下、物価高騰や社会情勢の変化への対応、地域コミュニティの活性化、そしてデジタル化の推進など、区政の諸課題に対して着実に取組を進めてまいりました。令和八年度は、これらの成果を更に発展させ、区民生活の質の向上と将来にわたる持続可能な地域社会の実現に向け、政策の実行力を一層高めてまいります。

そのため、「文の京」総合戦略の進捗管理をこれまで以上に徹底し、効果検証と改善を継続的に行いながら、誰もが安心して暮らせる福祉・防災対策、活力ある地域経済、環境に配慮したまちづくり、デジタル技術の活用による利便性向上に取り組みまいります。また、社会情勢の変化に機動的かつ柔軟に対応し、区民の皆様の声を丁寧に向いながら、共助の輪が広がる地域コミュニティの形成を後押ししてまいります。

私は、基本構想に掲げる将来都市像である歴史と文化と緑に育まれた、みんなが主役のまち「文の京」の実現に向け、全ての区民の皆様から住んでいてよかった、これからも住み続けたいと思っただけのように、その責務を果たし、全力で区政運営に取り組むことをここにお誓い申し上げます。

結びに当たり、区議会を始め、区民の皆様により一層の御理解と御協力を心からお願ひ申し上げ、令和八年の施政方針といたします。

御清聴ありがとうございます。

○議長（市村やすとし） 次に、日程の追加について申し上げます。

資料、議事日程・追加議事日程のとおり、三件を本日の日程に追加いたします。

○議長（市村やすとし） これより、日程に入ります。

この際、日程の順序を変更し、追加日程第三十六及び第三十七の二件を一括して議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

追加日程第三十六 議員提出議案第三号 文京区国民健康保険料の子ども

の均等割額の助成に関する条例

追加日程第三十七 議員提出議案第四号 文京区後期高齢者の医療費の助

成に関する条例

〔議案の部に掲載〕

○議長（市村やすとし） 本案に関し、提案理由の説明を求めます。

〔板倉美千代議員「議長、三十二番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 三十二番板倉美千代議員。

〔板倉美千代議員登壇〕

○板倉美千代議員 ただいま上程されました議員提出議案第三号、文京区国民健康保険料の子どもの均等割額の助成に関する条例は、石沢のりゆき、金子てるよし、関川けさ子の各議員、そして私、板倉美千代により提案いたします。提案者を代表いたしまして、提案理由を申し上げます。

本条例は、子どもに係る被保険者均等割額を助成することにより、

子どもの健全な育成及び保健の向上に寄与し、もって児童福祉の増進と子育て支援に資するためのものです。

施行期日は、令和八年四月一日といたします。

次に、議員提出議案第四号、文京区後期高齢者の医療費の助成に関する条例は、石沢のりゆき、金子てるよし、関川けさ子の各議員、そして私、板倉美千代により提案いたします。提案者を代表いたしまして、提案理由を申し上げます。

本条例は、後期高齢者、特に住民税非課税者の医療費の負担軽減を図るためのものです。

施行期日は、令和八年四月一日といたします。

以上提案いたしました議員提出議案第三号並びに第四号につきまして、よろしく御審議の上、いずれも御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（市村やすとし） お諮りいたします。

議員提出議案第三号及び第四号の二件は、厚生委員会に付託したいと思いを。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市村やすとし） 御異議なしと認めます。よって、議員提出

議案第三号及び第四号の二件は、厚生委員会に付託することに決しました。

○議長（市村やすとし） 次に、追加日程第三十八を議題といたしま

す。

〔議事調査主査朗読〕

追加日程第三十八 議員提出議案第五号 文京区立学校等学用品費無償化

条例

〔議案の部に掲載〕

○議長（市村やすとし） 本案に関し、提案理由の説明を求めます。

〔千田恵美子議員「議長、九番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 九番千田恵美子議員。

〔千田恵美子議員登壇〕

○千田恵美子議員 ただいま上程されました議員提出議案第五号、文

京区立学校等学用品費無償化条例は、金子てるよし、板倉美千代の各議員、そして私、千田恵美子により提案いたします。提案者を代表いたしまして、提案理由を申し上げます。

本条例は、保護者の負担を軽減するとともに、教育の充実に資する必要があるためのものであります。

施行期日は、令和八年四月一日といたします。

よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（市村やすとし） お諮りいたします。

議員提出議案第五号は、文教委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市村やすとし） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第五号は、文教委員会に付託することに決しました。

○議長（市村やすとし） 次に、日程第一から第十七までの十七件を一括して議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

日程第一 議案第七十一号 文京区役所組織条例の一部を改正する

日程第二 議案第七十二号 文京区行政委員会の委員及び非常勤の

監査委員の報酬及び費用弁償に関する

条例の一部を改正する条例

日程第三 議案第七十三号 文京区公告式条例等の一部を改正する

条例

日程第四 議案第七十四号 文京区行政手続条例の一部を改正する

条例

日程第五 議案第七十五号 文京区男女平等センター条例の一部を

改正する条例

日程第六 議案第七十六号 文京区職員定数条例の一部を改正する

条例

日程第七 議案第七十七号 職員の給与に関する条例の一部を改正

する条例

日程第八 議案第七十八号 職員の旅費に関する条例の一部を改正

する条例

日程第九 議案第七十九号 文京区特別区税条例及び文京区後期高

齢者医療に関する条例の一部を改正す

る条例

日程第十 議案第八十号 文京区議会議員及び文京区長の選挙に

おける選挙運動の公費負担に関する条

例の一部を改正する条例

日程第十一 議案第九十二号 本駒込地域センター外壁及び屋上防水

改修その他工事請負契約

日程第十二 議案第九十三号 本駒込地域センター外壁及び屋上防水

改修その他電気設備工事請負契約

日程第十三 議案第九十四号 本駒込地域センター外壁及び屋上防水  
改修その他機械設備工事請負契約

日程第十四 議案第六十三号 令和七年度文京区一般会計補正予算

日程第十五 議案第六十四号 令和七年度文京区国民健康保険特別会  
計補正予算

日程第十六 議案第六十五号 令和七年度文京区介護保険特別会計補  
正予算

日程第十七 議案第六十六号 令和七年度文京区後期高齢者医療特別  
会計補正予算

〔議案の部に掲載〕

○議長（市村やすとし） 本案に関し、提案理由の説明を求めます。

〔佐藤正子副区長「議長、副区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 佐藤正子副区長。

〔佐藤正子副区長登壇〕

○副区長（佐藤正子） ただいま上程されました議案第七十一号から  
第八十号まで及び第九十二号から第九十四号まで並びに第六十三号か  
ら第六十六号までの十七議案につきまして、提案理由の御説明を申し  
上げます。

議案第七十一号は、文京区役所組織条例の一部を改正する条例でござ  
います。

本案は、行政組織を再編するため、提案するものでございます。

施行期日は、令和八年四月一日でございます。

議案第七十二号は、文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員  
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、報酬の額を改定するほか、規定を整備するため、提案する  
ものでございます。

施行期日は、令和八年四月一日でございます。

議案第七十三号は、文京区公告式条例等の一部を改正する条例でござ  
います。

本案は、条例等の公布の方法等を見直すほか、規定を整備するため、  
提案するものでございます。

施行期日は、令和八年五月二十一日でございます。

議案第七十四号は、文京区行政手続条例の一部を改正する条例でござ  
います。

本案は、行政手続法の一部改正に伴い、聴聞等の通知の方式を見直  
すほか、規定を整備するため、提案するものでございます。

施行期日は、令和八年五月二十一日でございます。

議案第七十五号は、文京区男女平等センター条例の一部を改正する  
条例でございます。

本案は、男女平等センターの改修に伴い、使用料を改定するため、  
提案するものでございます。

施行期日は、令和八年四月一日でございます。

議案第七十六号は、文京区職員定数条例の一部を改正する条例でござ  
います。

本案は、職員配置の見直しに伴い、職員の定数を改めるため、提案  
するものでございます。

施行期日は、令和八年四月一日でございます。

議案第七十七号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
でございます。

本案は、特別区人事委員会の勧告に伴い、職員の給与を改定するほ

か、規定を整備するため、提案するものでございます。

施行期日は、令和八年四月一日でございます。

議案第七十八号は、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、職員等の旅費制度の見直しに伴い、規定を整備するため、提案するものでございます。

施行期日は、令和八年四月一日でございます。

議案第七十九号は、文京区特別区税条例及び文京区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、公示送達に係る規定等を整備するため、提案するものでございます。

施行期日は、地方税法等の一部を改正する法律付則第一条第十二号に掲げる規定の施行の日でございます。

議案第八十号は、文京区議会議員及び文京区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、公職選挙法施行令の一部改正により、衆議院議員と参議院議員の選挙における選挙運動の公費負担額が引き上げられたことに伴い、区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担額を引き上げるため、提案するものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

議案第九十二号は、事件案で、本駒込地域センター外壁及び屋上防水改修その他工事請負契約でございます。

本案は、地方自治法施行令第六十七条の二第一項第八号の規定による随意契約で、契約金額は、金二億二千五百七十五万三千元、契約の相手方は、東京都文京区本駒込二丁目十九番三号、トリヤマ株式会社、代表取締役鳥山幸得太でございます。

議案第九十三号は、事件案で、本駒込地域センター外壁及び屋上防水改修その他電気設備工事請負契約でございます。

本案は、地方自治法施行令第六十七条の二第一項第八号の規定による随意契約で、契約金額は、金一億八千五十万円、契約の相手方は、東京都文京区千石四丁目十六番二号、宝電設工業株式会社、代表取締役横田正寿でございます。

議案第九十四号は、事件案で、本駒込地域センター外壁及び屋上防水改修その他機械設備工事請負契約でございます。

本案は、地方自治法施行令第六十七条の二第一項第八号の規定による随意契約で、契約金額は、金四億二千五百四十四万二千元、契約の相手方は、精研・日管・にがた建設共同企業体でございます。

議案第六十三号は、令和七年度文京区一般会計補正予算で、十七億二千三百九十三万七千円を更正する、本年度第五回の補正予算でございます。

それでは、予算総則第一条、歳入歳出予算の補正について、その概要を御説明申し上げます。

まず、歳入については、実績見込みにより、特別区税、特別区交付金を追加するとともに、繰入金、特別区債等の更正を行っております。

次に、歳出について申し上げます。

まず、事業費は、ふるさと納税関係経費、障害児通所支援等事業費、私立保育園施設整備補助等を追加するほか、児童手当、最高裁判所本駒込宿舍跡地高齢者施設等準備経費、スポーツ施設管理運営費等の更正を行っております。

そのほか、今後の公共施設整備に備え、区民施設整備基金及び学校施設建設整備基金への積立てを行っております。

また、給与関係経費については、実績見込みによる退職手当の追加及び現員現給差の補正に伴う職員給与費の更正等を行っております。以上により、一般会計の総額は、一千六百九十一億四千五百二万九千円となります。

次に、予算総則第二条は繰越明許費で、戸籍事務について、事業に要する経費を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、予算総則第三条は、債務負担行為の補正でございます。シビックセンターシステム天井照明改修工事等について、限度額を変更いたします。

次に、議案第六十四号は、令和七年度文京区国民健康保険特別会計補正予算で、三億七十八万八千円を更正する、本年度第二回の補正予算でございます。

それでは、予算総則第一条、歳入歳出予算の補正について、その概要を御説明申し上げます。

歳入につきましては、国庫支出金、繰入金等を追加するほか、国民健康保険料等を更正するものでございます。

また、歳出は、保険給付費、国民健康保険事業費納付金等を更正するものでございます。

これにより、国民健康保険特別会計の総額は、二百十億五千九百七十七万二千円となります。

次に、議案第六十五号は、令和七年度文京区介護保険特別会計補正予算で、七億三千三百七十一万八千円を更正する、本年度第二回の補正予算でございます。

それでは、予算総則第一条、歳入歳出予算の補正について、その概要を御説明申し上げます。

歳入につきましては、保険料等を追加するほか、国庫支出金、繰入

金等の更正を行うものでございます。

歳出は、基金積立金を追加するほか、保険給付費等の更正を行うものでございます。

これにより、介護保険特別会計の総額は、百七十六億六千三十九万三千円となります。

次に、議案第六十六号は、令和七年度文京区後期高齢者医療特別会計補正予算で、三億八千八百四十六万六千円を追加する、本年度第二回の補正予算でございます。

それでは、予算総則第一条、歳入歳出予算の補正について、その概要を御説明申し上げます。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料等を追加するほか、繰入金を更正するものでございます。

歳出は、広域連合納付金等を追加するほか、総務費を更正するものでございます。

これにより、後期高齢者医療特別会計の総額は、六十八億八千七百四十万八千円となります。

以上御説明申し上げました十七議案につきまして、よろしく御審議の上、いずれも原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市村やすとし） 以上をもって提案理由の説明は終わりました。

なお、議案第七十三号並びに第七十七号及び第七十八号につきましては、地方公務員法第五条第二項の規定により、あらかじめ特別区人事委員会の意見を聴取し、異議ない旨の回答を得ております。

お諮りいたします。

議案第七十一号から第八十号まで及び第九十二号から第九十四号まで並びに第六十三号から第六十六号までの十七件は、総務区民委員会

に付託したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市村やすとし） 御異議なしと認めます。よって、議案第七十一号から第八十号まで及び第九十二号から第九十四号まで並びに第六十三号から第六十六号までの十七件は、総務区民委員会に付託することに決しました。

○議長（市村やすとし） 次に、日程第十八及び第十九の二件を一括して議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

日程第十八 議案第九十号 建物の取得について

日程第十九 議案第九十六号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の

変更に関する協議について

〔議案の部に掲載〕

○議長（市村やすとし） 本案に関し、提案理由の説明を求めます。

〔佐藤正子副区長「議長、副区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 佐藤正子副区長。

〔佐藤正子副区長登壇〕

○副区長（佐藤正子） ただいま上程されました議案第九十号及び第九十六号の二議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第九十号は、事件案で、建物の取得についてでございます。

本案は、区内介護施設改築等工事期間中の代替用建物を取得するため、提案するものでございます。

取得価格は、金一億一千三百万円、相手方は、五十嵐増太郎及び五

十嵐泰子でございます。

議案第九十六号は、事件案で、東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてでございます。

本案は、東京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法を変更するため、規約の一部を変更する必要があるため、提案するものでございます。

変更期日は、令和八年四月一日でございます。

以上御説明申し上げました二議案につきまして、よろしく御審議の上、いずれも原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市村やすとし） お諮りいたします。

議案第九十号及び第九十六号の二件は、厚生委員会に付託したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市村やすとし） 御異議なしと認めます。よって、議案第九

十号及び第九十六号の二件は、厚生委員会に付託することに決しました。

○議長（市村やすとし） 次に、日程第二十及び第二十一の二件を一

括して議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

日程第二十 議案第八十一号 文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例

日程第二十一 議案第九十一号 軽量ラック外百十点の買入れについて

〔議案の部に掲載〕

○議長（市村やすとし） 本案に関し、提案理由の説明を求めます。

〔佐藤正子副区長「議長、副区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 佐藤正子副区長。

〔佐藤正子副区長登壇〕

○副区長（佐藤正子） ただいま上程されました議案第八十一号及び

第九十一号の二議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第八十一号は、文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案するものでございます。

施行期日は、令和八年四月一日でございます。

議案第九十一号は、事件案で、軽量ラック外百十点の買入れについてでございます。

本案は、文京清掃事務所初度調弁のため、軽量ラックほか百十点を買入れるものでございます。

契約の方法は、指名競争入札による契約で、契約金額は、金五千四百五十一万二千五百九十円、契約の相手方は、東京都文京区本郷五丁目一番十三号、幸和商事株式会社、代表取締役吉田武史でございます。

以上御説明申し上げました二議案につきまして、よろしく御審議の上、いずれも原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市村やすとし） お諮りいたします。

議案第八十一号及び第九十一号の二件は、建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市村やすとし） 御異議なしと認めます。よって、議案第八

十一号及び第九十一号の二件は、建設委員会に付託することに決しま

した。

○議長（市村やすとし） 次に、日程第二十二から第三十の九件を一

括して議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

日程第二十二 議案第八十二号 文京区こどもの権利に関する条例

日程第二十三 議案第八十三号 文京区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

日程第二十四 議案第八十四号 文京区子ども・子育て会議条例及び文京区立認定こども園条例の一部を改正する条例

日程第二十五 議案第八十五号 文京区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例

日程第二十六 議案第八十六号 文京区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第二十七 議案第八十七号 文京区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

日程第二十八 議案第八十八号 文京区立学校設置条例の一部を改正する条例

日程第二十九 議案第八十九号 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第三十 議案第九十五号 文京区立小日向台町小学校等改築に伴う仮園舎等整備工事請負契約

〔議案の部に掲載〕

○議長（市村やすとし） 本案に関し、提案理由の説明を求めます。

〔佐藤正子副区長「議長、副区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 佐藤正子副区長。

〔佐藤正子副区長登壇〕

○副区長（佐藤正子） ただいま上程されました議案第八十二号から第八十九号まで及び第九十五号の九議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第八十二号は、文京区こどもの権利に関する条例で、新規制定でございます。

本案は、文京区における子どもの権利に関する基本理念その他基本的事項について定めるため、提案するものでございます。

施行期日は、令和八年四月一日でございます。

議案第八十三号は、文京区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、医療費の助成の範囲を拡大するほか、規定を整備するため、提案するものでございます。

施行期日は、令和八年四月一日でございます。

議案第八十四号は、文京区子ども・子育て会議条例及び文京区立認定こども園条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、こども基本法の基本理念を踏まえ、「こども」の表記に係る規定を整備するため、提案するものでございます。

施行期日は、令和八年四月一日でございます。

議案第八十五号は、文京区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例で、新規制定でございます。

本案は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園

支援事業の運営の基準を定めるため、提案するものでございます。

施行期日は、令和八年四月一日でございます。

議案第八十六号は、文京区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案するものでございます。

施行期日は、令和八年四月一日でございます。

議案第八十七号は、文京区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、子ども家庭支援センターの名称を変更するとともに、事業の追加に係る規定等を整備するため、提案するものでございます。

施行期日は、令和八年四月一日でございます。

議案第八十八号は、文京区立学校設置条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、区立後楽幼稚園の所在地を変更するため、提案するものでございます。

施行期日は、令和八年四月一日でございます。

議案第八十九号は、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に係る規定を整備するため、提案するものでございます。

施行期日は、令和八年四月一日でございます。

議案第九十五号は、事件案で、文京区立小日向台町小学校等改築に伴う仮園舎等整備工事請負契約でございます。

本案は、地方自治法施行令第六十七条の二第一項第八号の規定による随意契約で、契約金額は、金三億二百五十万円、契約の相手方は、

東京都文京区千石四丁目二十六番十九号、株式会社リン・ドス、代表取締役東海林諭でございます。

以上御説明申し上げました九議案につきまして、よろしく御審議の上、いずれも原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市村やすとし） 以上をもって提案理由の説明は終わりました。

なお、議案第八十九号につきましては、地方公務員法第五条第二項の規定により、あらかじめ特別区人事委員会の意見を聴取し、異議ない旨の回答を得ております。

お諮りいたします。

議案第八十二号から第八十九号まで及び第九十五号の九件は、文教委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市村やすとし） 御異議なしと認めます。よって、議案第八十二号から第八十九号まで及び第九十五号の九件は、文教委員会に付託することに決しました。

この際、議案第九十一号の委員会審査のため、会議を暫時休憩いたします。

建設委員会の委員の方々は、第一委員会室に御参集ください。

午後三時三分休憩

午後三時三十二分再開

○議長（市村やすとし） 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

この際、建設委員会から議案第九十一号について、議案審査報告書が提出されましたので、本日の日程に追加いたします。

議案第九十一号、軽量ラック外百十点の買入れについてを議題といたします。

本案に関し、建設委員会委員長の報告を求めます。

〔建設委員会委員長「議長、三番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 建設委員会委員長松平雄一郎議員。

〔建設委員会委員長松平雄一郎議員登壇〕

○建設委員会委員長（松平雄一郎） ただいま議題となりました議案第九十一号につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は先刻開会し、議案の審査に当たりました。

まず、議案の概要を申し上げます。

議案第九十一号は、事件案で、軽量ラック外百十点の買入れについてです。

本案は、文京清掃事務所初度調弁のため、軽量ラックほか百十点を買入れれるものです。

契約の方法は、指名競争入札による契約で、契約金額は、金五千四百五十一万二千五百九十円、契約の相手方は、東京都文京区本郷五丁目一番十三号、幸和商事株式会社、代表取締役吉田武史です。

以上のとおり提案され、審査いたしました結果、議案第九十一号につきましては、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、建設委員会の報告を終わります。

御清聴、誠にありがとうございました。

○議長（市村やすとし） 以上をもって建設委員会委員長の報告は終わりました。

議案第九十一号につきましては、起立により採決いたします。

なお、この議案に対する建設委員会審査報告は、原案可決であります。

す。

お諮りいたします。

議案第九十一号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし）

全員起立と認めます。よって、議案第九十一号は、原案のとおり可決と決しました。

○議長（市村やすとし）

次に、日程第三十一から第三十四までの四件を一括して議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

日程第三十一 議案第六十七号

令和八年度文京区一般会計予算

日程第三十二 議案第六十八号

令和八年度文京区国民健康保険特別会計予算

日程第三十三 議案第六十九号

令和八年度文京区介護保険特別会計予算

日程第三十四 議案第七十号

令和八年度文京区後期高齢者医療特別会計予算

〔議案の部に掲載〕

○議長（市村やすとし）

本案に関し、提案理由の説明を求めます。  
〔佐藤正子副区長「議長、副区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）

佐藤正子副区長。  
〔佐藤正子副区長登壇〕

○副区長（佐藤正子）

ただいま上程されました令和八年度各会計予算案について御説明申し上げます。

令和八年度予算は、「文の京」総合戦略に掲げる主要課題の着実な解決に向け、バックキャストイングによる戦略的な事業展開を図りながら、質の高い区民サービスを提供し、区民の皆様が住んでいてよかったと心から実感していただくための予算案としております。

なお、本年度も、喫緊の課題に対応するための実効性の高い事業を重点施策として選定しております。

また、本区は来年三月に区制八十周年という大きな節目を迎えます。これを記念した様々な事業を通じて、区民の一体感を醸成し、区の更なる発展の契機としてまいります。

これらの取組を通じて予算編成を行った結果、令和八年度当初予算の規模は、一般会計が一千六百四億八千二百万円となり、前年度当初予算と比較して百三十四億八千二百万円、九・二%の増となっております。

国民健康保険特別会計は二百七億五千八百万円で、二億二千七百万円、一・一%の増、介護保険特別会計は百七十六億八千万円で、三億八千五百万円、二・一%の減、後期高齢者医療特別会計は六十八億五千四百万円、四億七千二百万円、七・四%の増となっております。

それでは、議案第六十七号、令和八年度文京区一般会計予算について、その内容の概要を御説明申し上げます。

まず、予算総則第一条は、歳入歳出予算で、総額は一千六百四億八千二百万円でございます。

初めに、歳入について申し上げます。

特別区税は、課税所得水準の堅調な推移及び納税義務者数の増等により、前年度に比べ五・三%増の四百五十七億一千五百十九万五千円を計上いたしました。

特別区交付金は、普通交付金、特別交付金、共に増収が見込まれる

ことから、前年度に比べ一〇・五%増の三百六億円を計上いたしました。

財政調整基金繰入金は、歳入の不足額を補填するため、八十億二千万円を計上いたしました。

その他の歳入についても、国庫支出金等、計上可能な額を見込みました。

次に、歳出について主な事業を申し上げます。

人×A I災害情報収集・分析高度化プロジェクト四千三百四十二万円、区制八十周年記念、町会・自治会物品整備支援事業三千八百二十五万円、区制八十周年記念、文京花の五大まつり等助成一千三百五十七万円、若者の居場所事業Bunkyo Night Youth Lounge四百七十三万円、眼科検診五千三百三十六万円、シヨート動画による安全な自転車利用啓発事業九百七十四万円、公園の暑さ対策事業二億六千五百三十五万円、住宅用宅配ボックスの設置費助成七百万円、図書館におけるICT化の推進三千五百三十一万円、教育費保護者負担軽減事業三億五千八百三十五万円などの経費を計上いたしました。

歳入歳出予算の概要は、以上のとおりでございます。

次に、予算総則第二条は、債務負担行為で、小石川地方合同庁舎工事負担金を始め二十七事業について、期間及び限度額を定めるものがございます。

予算総則第三条は、特別区債で、総額七十億円、柳町小学校・柳町こどもの森等改築を始め七事業について、起債限度額等を定めるものがございます。

予算総則第四条は、一時借入金で、借入れの最高額を二十億円と定めるものがございます。

予算総則第五条は、歳出予算の流用で、給与関係経費の流用について定めるものがございます。

以上が、令和八年度文京区一般会計予算の説明でございます。続きまして、議案第六十八号、令和八年度文京区国民健康保険特別会計予算でございます。

予算総則第一条は、歳入歳出予算で、総額は二百七億五千八百万円でございます。

予算総則第二条は、一時借入金で、借入れの最高額を六億円と定めるものがございます。

予算総則第三条は、歳出予算の流用で、保険給付費の流用について定めるものがございます。

次に、議案第六十九号、令和八年度文京区介護保険特別会計予算でございます。

予算総則第一条は、歳入歳出予算で、総額は百七十六億八千万円でございます。

予算総則第二条は、歳出予算の流用で、保険給付費等の流用について定めるものがございます。

次に、議案第七十号、令和八年度文京区後期高齢者医療特別会計予算でございます。

予算総則第一条は、歳入歳出予算で、総額は六十八億五千四百万円でございます。

以上で、一般会計及び三特別会計の予算案についての説明を終わります。

よろしく御審議の上、いずれも原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市村やすとし） お諮りいたします。

議案第六十七号から第七十号までの四件は、議長指名による十七人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市村やすとし） 御異議なしと認めます。よって、議案第六十七号から第七十号までの四件は、議長指名による十七人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

議長により御指名申し上げます委員の方々を、書記より報告いたします。

〔議事調査主査朗読〕

一 番	のぐち	けんたろう	議員
三 番	松平	雄一郎	議員
五 番	ほかり	吉紀	議員
六 番	依田	翼	議員
七 番	高山	かずひろ	議員
九 番	千田	恵美子	議員
十 番	浅川	のぼる	議員
十二番	山田	ひろこ	議員
十四番	田中	香澄	議員
十九番	金子	てるよし	議員
二十一番	田中	としかね	議員
二十五番	岡崎	義顕	議員
二十六番	上田	ゆきこ	議員
二十七番	品田	ひでこ	議員
二十九番	海津	敦子	議員

三十一番 山本 一 仁 議員  
三十三番 関川 けさ子 議員

○議長（市村やすとし） 以上御報告申し上げたとおりであります。

なお、予算審査特別委員会については、正副委員長及び理事の互選を願いたいと思えますので、各委員の方々は、本会議終了後、第一委員会室に御参集ください。

○議長（市村やすとし） 次に、日程第三十五を議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

日程第三十五 議席の変更について

○議長（市村やすとし） 議員の所属会派の異動に伴い、議席を変更いたしますので、その議席番号及び氏名を書記より報告いたします。

〔議事調査主査朗読〕

十 番 浅川 のぼる 議員 を 十一番に  
十一番 豪一 議員 を 十番に

○議長（市村やすとし） お諮りいたします。

ただいまの書記報告のとおり、議席を変更することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市村やすとし） 御異議なしと認めます。よって、議席を変更することに決しました。

○議長（市村やすとし） 次に、請願の付託について申し上げます。

受理いたしました請願十件は、請願文書表のとおり、それぞれ所管

の常任委員会及び議会運営委員会に付託いたします。

○議長（市村やすとし） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、二月十二日午後二時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十五分散会